

468 第3章 基本計画

469

470 1 基本理念

471 ごみの減量・リサイクルは、市民・事業者の皆さんの日々の生活や事業活動と密接に結
472 び付いた身近な取組の一つであり、「地球温暖化」や「天然資源の枯渇」等、地球規模の環
473 境問題の解決につながります。

474 近年は、レジ袋のバイオマス素材への切り替えや無料配布の中止、また、加工食品の小
475 売業者への納品期限の見直しなど、ごみ減量・リサイクルに配慮した商品の開発・販売な
476 どの取組も広がっていますが、ごみの減量・リサイクルを進めるためには、持続可能な循
477 環型社会の形成に至る方向性を、市民、事業者、環境 NPO/NGO など各主体が共有した
478 上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが重要です。

479 また、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決につなげる
480 ためには、国際目標であるSDGs達成に貢献する視点から取り組むことも必要となって
481 います。

482 過去と比べると、大阪市のごみ処理量は減少していますが、環境問題の解決には、ごみ
483 の発生そのものの抑制、再使用・再生利用を一層徹底していかなければなりません。本計
484 画においても、これまでの理念を踏襲し、行政として率先して取組を進めるとともに、
485 SDGs の考え方を踏まえ、ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者・環境 NPO
486 /NGO などあらゆるステークホルダーとの連携による取組を進めることとします。

487

488 (1) 3Rの推進

489 3R（スリーアール）とは、ごみ減量のための取組である、

490 「発生抑制」=Reduce（リデュース）・・・ごみを出さないようにする

491 「再使用」=Reuse（リユース）・・・使えるものは何度も使う

492 「再生利用」=Recycle（リサイクル）・・・ごみとせず資源として利用する

493 の、英語の3つの頭文字“R”をとって使われています。

494 大阪市は、これら3Rの取組を推進しますが、できるだけ新たなエネルギーやコスト
495 を投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、
496 つまり Reduce（リデュース）=発生抑制、Reuse（リユース）=再使用の取組を積極
497 的に推進します。

498

499

500

501

502 **(2) 多様な主体の参画・連携**

503 ごみ減量のためには、本市、市民、事業者、環境 NPO/NGO などの地域の多様な主
504 体が、それぞれの役割を果たしていく必要があり、これらの各主体の知識や知恵を最大
505 限に活用し、持続的な取組となるよう、各主体が、参画・連携した取組を進めます。

506 また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、市外からの通勤・通学者
507 や、インバウンドなど地域外からの主体への啓発と連携も進めます。
508

509 **(3) 適正処理の推進**

510 3Rの取組を進めたうえで、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及
511 び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが必要であり、そのための安全か
512 つ安定した処理体制の確保に努め、また、廃棄物の不法投棄や不適正処理対策の徹底を
513 推進します。
514

515 **(4) 環境への配慮**

516 プラスチックごみ対策をはじめとする3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温
517 室効果ガスの排出抑制、化石資源への依存度低減、海洋環境への影響低減を図ることが、
518 重要な課題となっています。

519 ごみ減量・リサイクルの推進にあたり環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの
520 収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境施設組合とも連携
521 し環境負荷の低減に努めるとともに、焼却余熱による発電など、エネルギーの有効利用
522 に努めます。
523

524 **(5) ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定したごみ処理体制の確保**

525 「廃棄物処理法」では、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理責任を負うことが定
526 められています。今後もこの責任を果たしつつ、一層のコスト削減と効率化をめざして、
527 家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託化の拡大等を進めます。

528 また、ごみ処理事業の一層の効率化とともに、大規模災害時の対応も含め、より安全
529 かつ安定したごみ処理体制を整備するため、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合と
530 も緊密に連携し、施策を推進します。
531

532 2 基本方針

533 本計画は、パートナーシップを重視するSDGsの考え方を踏まえ、市民、事業者、環境
534 NPO/NGOなどあらゆるステークホルダーと連携しながら、次の3つの基本方針に基づ
535 いて施策を推進します。

536

基本方針1 2Rを優先した取組の推進

537

538 「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rのうち、再生利用より優先順位の
539 高い2R（発生抑制・再使用）の取組が必要です。

540 可能な限り新たな資源・エネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点
541 から、2Rを優先し、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組を実践するライフスタ
542 イル・ビジネススタイルへの転換をめざします。

543

基本方針2 分別・リサイクルの推進

544

545 依然として焼却するごみの中には、古紙や容器包装プラスチックなどの分別収集対象品
546 目や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分別
547 排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図るため、市民・事業者の皆さん
548 への連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの
549 取組を進めます。

550 また、分別・リサイクル推進の手法の一つとして、コミュニティビジネスの要素も取り
551 入れることで、自律的な地域運営へ寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献します。

552

基本方針3 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

553

554 3Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみについては適正な処理処分を行うこと
555 が必要です。大阪市は、ごみ処理のあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めつつ、
556 効率的な事業運営を行うとともに、大規模災害時の対応も含め、より安全かつ安定したご
557 み処理体制を整備するため、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、
558 施策を推進します。

559 また、地球規模の環境課題を解決するための国際協力を推進するとともに、3Rやごみ
560 の適正処理の推進に係る各種の調査・検討を進めます。

561

562 3 計画期間

563 本計画の期間は、令和2年度から令和7年度の5年間とします。

564

565

566 4 計画目標

567 本計画の目標は、次のとおりとします。

568

569 **令和7年度（2025年度）の年間ごみ処理量：84万トン**

570

571 また、SDGs 実現の観点から内訳として分野別目標も設定します。

572 ○プラスチックごみ削減目標（おおさかプラスチックごみゼロ宣言¹）

573

574 **令和7年度（2025年度）までに**

- 575 **1 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制（リデュース）する。**
576 **（平成17年度（2005年度）比）**
- 577 **2 容器包装プラスチックの60%を資源化（リサイクル）する。**
- 578 **3 また、ペットボトルを100%資源化（リサイクル）する。**
- 579 **4 なお、残りのプラスチックごみについては引き続き削減・資源化を進めるが、熱回収を含め100%プラスチックごみの有効利用を図る。**

580 ※削減対象＝大阪市が収集するプラスチックごみ

581

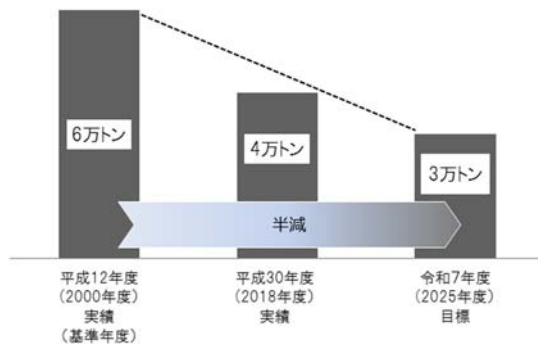
582 ○食品ロス削減目標（循環型社会形成推進基本計画等²）

583

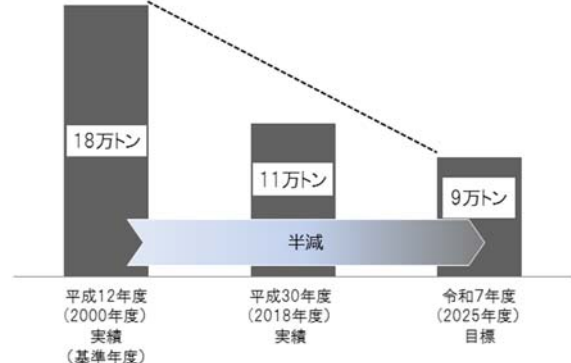
584 **令和7年度（2025年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減**

585

586 〈グラフ7〉家庭系食品ロス



586 〈グラフ8〉事業系食品ロス



589

590

591

592

¹おおさかプラスチックごみゼロ宣言:平成31年1月に、大阪府と大阪市が、令和元年G20大阪サミット及び令和7年大阪・関西万博の開催地として実施。プラスチックごみゼロに向け、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進を行うことなどを盛り込み、市民・事業者と連携したプラスチックごみ削減の取組を進めるとしている。

²循環型社会形成推進基本計画等:国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）において、家庭系食品ロスの削減目標（2030年までに半減）が定められ、同様に食品リサイクル法の基本方針（令和元年7月）において、事業系食品ロスの削減目標が定められている。

593 **5 計画量**

594 本計画では、平成 30 年度のごみ排出量（大阪市収集量・許可業者等搬入量及び資源集
595 団回収量）を基準に、今後の人口変化等の影響と今後実施を予定しているごみの発生抑制・
596 再使用を推進する減量施策の効果を加味しながら、令和 7 年度のごみ排出量を予測してい
597 ます。

598 次に、そこから今後実施を予定している分別・リサイクル施策の効果（資源化量）を差
599 し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量（ごみ処理量）を推計し、
600 計画目標としています。

601

602 **(1) ごみ排出量**

603 平成 30 年度 103 万トンであったごみ排出量について、令和 7 年度までに 7 万トン
604 削減し、96 万トンとします。

605

606 **(2) 資源化量**

607 平成 30 年度 10 万トンであった資源化量（大阪市資源化量及び資源集団回収量）に
608 ついて、令和 7 年度までに 2 万トン増量し、12 万トンとします。

609

610 **(3) ごみ処理量**

611 平成 30 年度 93 万トンであったごみ処理量（焼却量）について、令和 7 年度までに
612 9 万トン削減し、84 万トンとします。

613 〈グラフ 9〉 計画量

614

615

616

617

618

619

620

621

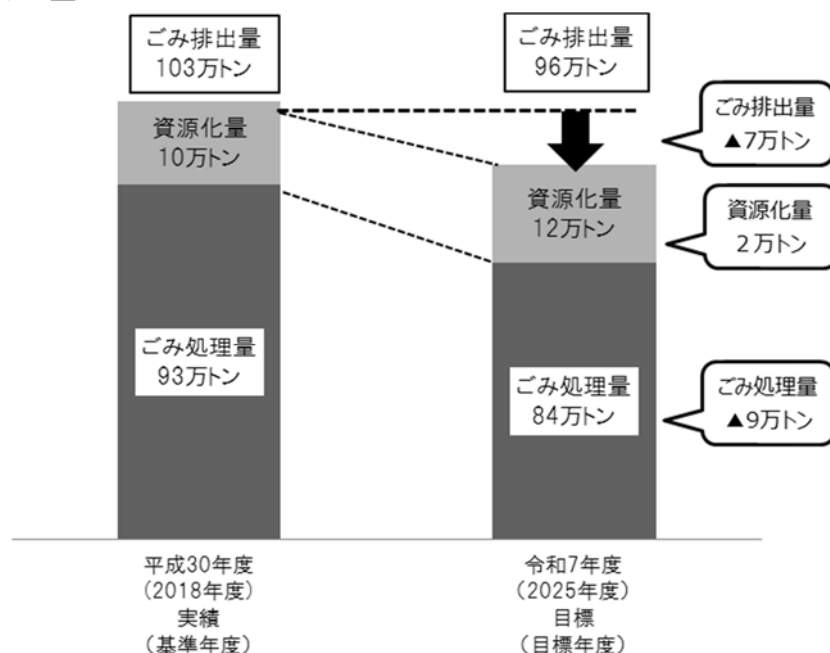
622

623

624

625

626



627 <表4> 計画量の一覧

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

	平成30年度 (基準年度)A	令和7年度 (目標年度)B	増減 B-A
ごみ排出量(万トン)	103.5	96.0	▲ 7.5
家庭系ごみ	45.4	43.9	▲ 1.5
事業系ごみ	57.3	51.7	▲ 5.6
環境系ごみ	0.8	0.5	▲ 0.3
資源化量(万トン)	10.2	12.3	2.1
家庭系ごみ	10.0	12.1	2.1
事業系ごみ	0.2	0.2	0.0
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0
ごみ処理量(万トン)	93.4	83.7	▲ 9.7
家庭系ごみ	35.4	31.8	▲ 3.6
事業系ごみ	57.1	51.5	▲ 5.6
環境系ごみ	0.8	0.5	▲ 0.3
人口(万人)	272.5	273.0	0.5

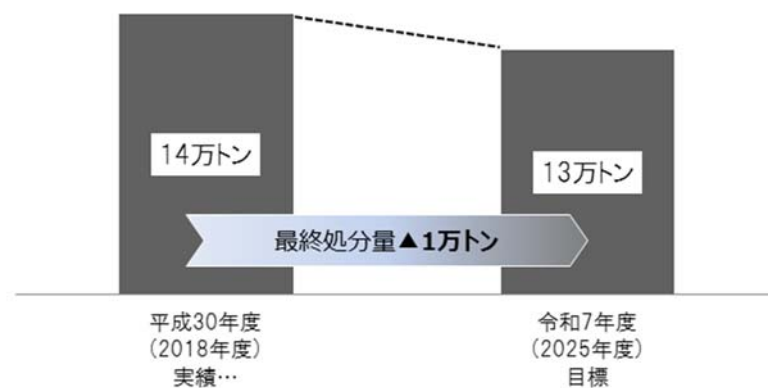
640

641 **(4) 最終処分量**

642 平成30年度 14万トンであった最終処分量（焼却処理後の焼却灰の埋立量）につい
643 て、令和7年度までに1万トン削減し、13万トンとします。

644

645 <グラフ 10> 最終処分量



646

647

648

649 **(5) 焼却余熱による発電**

650 環境施設組合と連携し、焼却余熱による発電などのエネルギーの有効利用を進めま
651 す。

652

653 【焼却工場における発電量】

654 平成 28 年度:約 4 億 4.8 千万 kWh(約 14 万 3 千軒の家庭が 1 年間に使用する電力量)

655 平成 29 年度:約 4 億 5.3 千万 kWh(約 14 万 5 千軒の家庭が 1 年間に使用する電力量)

656 平成 30 年度:約 4 億 7.4 千万 kWh(約 15 万 2 千軒の家庭が 1 年間に使用する電力量)

657 (注) 焼却処理事業は、平成 27 年 4 月から環境施設組合において実施している

658

659 **(6) 温室効果ガス排出量**

660 平成 30 年度 43 万トン-CO₂であったごみの焼却処理に伴い排出される温室効果ガ
661 ス排出量について、令和 7 年度までに 8 万トン-CO₂削減し、35 万トン-CO₂とします。

662

663 〈グラフ 11〉 ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量³

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

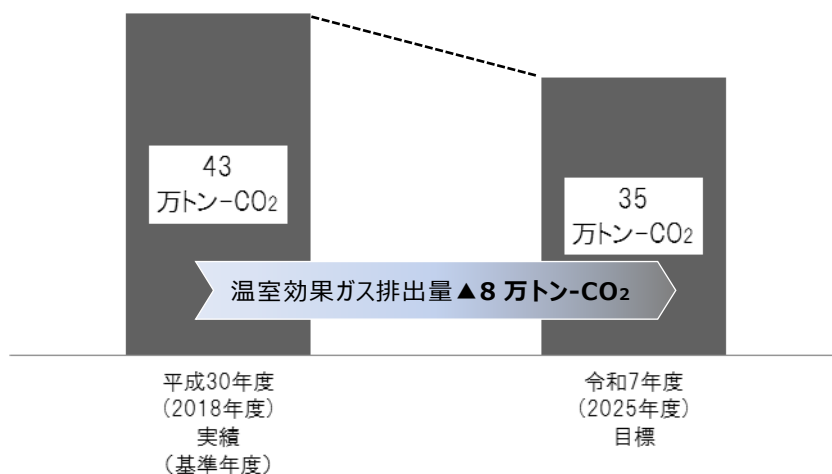
675

676

677

678

679



³ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量:ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量は、ごみの中のプラスチック量等で決まる。令和 7 年度の温室効果ガス排出量は、平成 30 年度から過去 5 年の実績をもとに、ごみ処理量(焼却量)を 84 万トンとした場合の試算による数値で、平成 30 年度の温室効果ガス排出量は、ごみの焼却処理実績 93 万トンに基づき算出した数値

680 **6 本計画で取り組む施策体系**

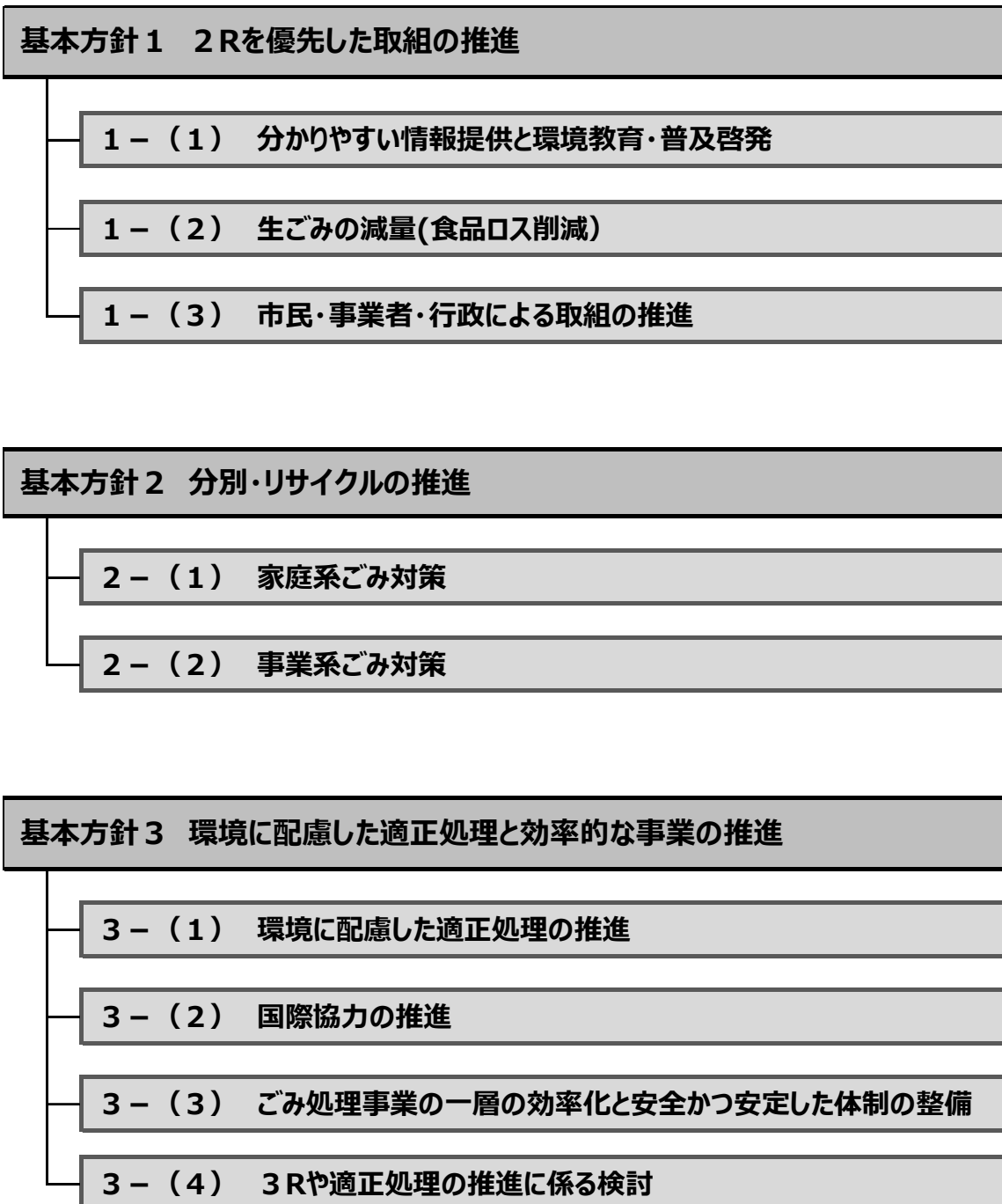
681

682 〈図3〉本計画の施策体系図

683

684

685



基本方針 1 2Rを優先した取組の推進

687
688 (主な SDGs のゴール)



689
690 これまでのごみ減量の効果を維持するとともに、さらなるごみ減量を図るためには、市
691 民・事業者や環境 NPO/NGO などすべての主体がそれぞれの役割を果たして行く必要が
692 あります。各主体の知見を最大限に活用し、持続的な取組とするため、各主体が連携・協
693 働して問題の解決に向けて取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

694 また、3Rの中でも特に2Rを優先した取組を進めるためには、ごみとなるものを買わ
695 ない・ものを繰り返し使うといったライフスタイルや、ごみとなるものを作らない・売ら
696 ないといったビジネススタイルへの転換を促進することが必要です。

697 そうしたことから、大阪市では、分かりやすい情報提供や環境教育・普及啓発を積極的
698 に実施し、市民・事業者などすべての主体の皆さんの理解と関心を高めるとともに、具
699 体的な取組方法を周知することで、自主的な2R行動の実践につなげます。

700 また、最優先課題であるリデュースを推進するため、焼却されるごみに占める割合の高
701 い生ごみについて、手つかずのまま捨てられている食品や食べ残しといったいわゆる「食
702 品ロス」を削減するとともに、海洋汚染にもつながる使い捨てプラスチックの削減など、
703 発生・排出抑制に取り組めます。

704

1 - (1) 分かりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

705

① 情報提供

- 706 ○ 大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などにつ
707 いて、分析に基づくデータなどを活用した分かりやすい情報提供に努めます。
- 708 ○ スマートフォンアプリなど ICT 技術を活用した効果的な情報提供に努めます。
- 709 ○ ホームページによる情報提供の充実に努めます。
- 710 ○ パンフレットや DVD、ごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用し、情報
711 提供に努めます。
- 712

713

② 環境教育

- 714 ○ 小中学校で大阪独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育に取り組み、ご
715 み減量や地球温暖化、生物多様性などについての理解を深めるとともに、身近な地
716 域の中での環境学習講座の開催、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学
717 習事業への支援に取り組めます。
- 718
- 719

- 720 ○ 本市職員が出前授業を実施するなど学校等における環境教育への取組を支援し、
721 ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。
722 ○ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができる地域における環境
723 学習を推進するため、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ご
724 み・環境問題」についての意識啓発に努めます。

725

726 ③ 普及啓発

727 ■ 市民への普及啓発

- 728 ○ 区ごとにごみ減量目標を設定し、その達成に向け、地域の特性を考慮しながら、
729 ごみ減量に取り組みます。
- 730 ○ 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市
731 廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」と
732 いう。）や地域と連携することで、皆さんに分かりやすい普及啓発の充実・強化に
733 取り組みます。
- 734 ・ 分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした
735 分別収集対象品目の分け方・出し方などについて、きめ細やかな周知を行いま
736 す。
 - 737 ・ コミュニティ回収の実施について積極的な働きかけを行います。
 - 738 ・ 各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、ガレージセール開
739 催地域の拡大を図り、市民のリユース行動を促進します。
 - 740 ・ 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリー
741 ダーのスキルアップを図ります。
- 742 ○ 環境事業センターによる普及啓発の強化に取り組みます。
- 743 ・ マタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニティウェア等」とい
744 う。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進します。
 - 745 ・ 環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コー
746 ナー」を設置し、パネルや DVD など各種広報媒体を活用した啓発、ごみに関
747 する相談、マタニティウェア等の展示・提供等の啓発を行います。
 - 748 ・ 分別排出に対する市民意識の向上と分別ルールの徹底を図るための啓発・指
749 導など、地域や対象者の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施します。
- 750 ○ ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や、リサイクル教室等を
751 開催します。
- 752 ○ 10 月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等地域における各
753 種イベントの場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求
754 める普及啓発を実施します。

755

756

757

758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795

■事業者への普及啓発

- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施します。
- 製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行います。
- ごみ減量について考え、実践につなげるためのセミナーを開催します。

1 - (2) 生ごみの減量(食品ロス削減)

① 家庭から排出される生ごみの減量(食品ロス削減)

- 手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、生ごみ排出時の水きりを徹底することにより、生ごみの発生・排出抑制の取組を進めるため、生ごみの「3きり」(食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」)運動を推進します。
- 消費や購買行動への影響を踏まえ、市民(消費者)の賞味期限についての正しい理解を促進することにより、「食品ロス」の削減を推進します。
- 大学等と連携した取組を進め、例えば、家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを記録する手法を用いた「食品ロスダイアリー」に取り組むなど“もったいない”意識の醸成を図るとともに、各種取組成果等を踏まえた実践行動につなげるためのアクションプログラムの作成など、より効果的な普及啓発を実施します。
- 「お茶碗1杯分を残さず食べられる工夫を」というキャッチフレーズを掲げて、区民まつりやガレージセール等のイベント、小学校における体験学習などをとらえて啓発し、「食品ロス」の削減に向けた情報の伝達や、市民意識の高揚を図ります。
- 買い物から調理、後片付けまでの一連の流れの中で、計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない”「エコクッキング」の取組を、地域や食育等関連行政とも連携しながら広めます。
- 家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に譲渡する「フードドライブ」活動が、市民にとって身近な取組となるよう、ノウハウを有するNPO等との連携を図りながら取組を進めます。

- 796 ② **事業所から排出される生ごみの減量(食品ロス削減)**
- 797 ○ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の趣旨や
- 798 内容の普及啓発に努め、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業
- 799 所から排出される生ごみの減量を進めます。
- 800 ○ 食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制
- 801 に向けた働きかけや支援を行います。
- 802 ○ 特定建築物における食品関連事業者や、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態
- 803 調査結果において生ごみの組成割合が多い業種など、食品廃棄物を多量に排出する
- 804 事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサ
- 805 イクルルートへの誘導を図ります。
- 806 ○ インバウンド向け「食べ残し削減」のメッセージカードを作成し、飲食店やホテル
- 807 等と連携し配布することにより、外国人旅行者による食品ロス削減を図ります。
- 808 ○ 飲食店等での食べ残し削減のため、市民に対しドギーバッグ(持ち帰り用容器)
- 809 等の活用について、普及啓発を実施します。
- 810 ○ 外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑
- 811 制を図るため、飲食店等における「食べきり」の促進策として「大阪市食べ残しゼ
- 812 ロ推進店舗登録制度」に関する普及啓発を実施します。
- 813 ○ 会食や宴会の時に発生する食べ残しを減らすための運動を進めます。
- 814 ○ 大阪市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、
- 815 温室効果ガスの排出抑制やエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を図る観点か
- 816 らのバイオマスとしての利活用その他リサイクルの促進に向けた調査・研究を進め
- 817 ます。
- 818

1 - (3) 市民・事業者・行政による取組の推進

- 819
- 820 ① **市民・事業者・行政の連携による取組の推進**
- 821 ○ マイバッグ携帯を呼び掛ける啓発イベントなどを実施する「大阪エコバッグ運動」
- 822 に取り組むなど、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、市民・事業者と
- 823 連携しながら使い捨てプラスチックのさらなる削減に取り組めます。
- 824 ○ 持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホ
- 825 ームページ上で検索・表示できる「マイボトルスポットMAP」の活用など、事業
- 826 者と連携したマイボトル持参運動の展開を推進します。
- 827 ○ 繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却するこ
- 828 とによりリユースが促進されるよう、広く市民・事業者に普及啓発を実施します。
- 829 ○ 大阪市廃棄物減量等推進審議会並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により
- 830 設立された特定非営利活動法人「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々なNPOと
- 831 連携しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量の取組を促進します。
- 832 ○ ごみゼロリーダーと連携したガレージセールを開催や、環境事業センターによる

833 マタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進しま
834 す。(再掲)

835 ○ シェアリング⁴やリユースは、資源を社会全体で有効活用することで、環境負荷
836 の低減につながることから、レンタル品や中古品の利用についても普及啓発を実
837 施します。

838

839 ② 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

840 ○ 「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般
841 廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

842

843 ③ 大阪市役所における3Rの推進

844 ○ 大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環
845 境に配慮した取組を推進します。

846 また、「大阪市環境基本計画推進連絡会⁵」に設置している「ごみ減量推進分科会」
847 を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とよ
848 り一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組みます。

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

⁴シェアリング:個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とすること。

⁵「大阪市環境基本計画推進連絡会」

環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため、平成23年7月から設置している。

基本方針 2 分別・リサイクルの推進

(主な SDG s のゴール)



2R の取組を行った後に排出されるものについては、限りある資源を有効活用するため、可能な限りリサイクルを進める必要があります。

また、事業系ごみについては、「廃棄物処理法」により排出事業者が自らの責任で適正に処理することが求められており、排出事業者の主体的なリサイクル行動を促進する必要があります。

ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進するため、ごみの分別排出を実践していただく市民・事業者の皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて取組を進めます。

また、推進手法の一つとして、コミュニティビジネスの要素も取り入れ、自律的な地域運営や活力ある地域社会づくりにも貢献します。

2 - (1) 家庭系ごみ対策

① リサイクルの促進

○ 市民の自主的なリサイクルの取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金の支給等による活動の支援及び当該活動に功績のあった団体の表彰を実施するとともに、環境事業センターとごみゼロリーダーが連携して資源集団回収活動の立ち上げを促進し、古紙等のリサイクルをさらに促進します。

また、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収のさらなる拡大を図り、行政による古紙・衣類収集からコミュニティ回収への移行の早期実現をめざします。

○ 拠点回収品目について、一層のリサイクルを推進するため、民間施設など、市民のより身近な場所で実施できるよう回収拠点を拡充します。

○ 使用済小型家電の再資源化にあたり、障がい者福祉施設との連携を行い、障がい者の就労に必要な能力の向上を図ります。

○ 家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータについては、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象(15 cm×30 cm以下のものに限る。)とならないものについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう、市民に普及啓発を行います。

○ 「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム(みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト)」に取り組み、事業連携協定を締結した事業者とともに、プラスチック資源循環をより一層推進します。

903 ② 分別排出の徹底

- 904 ○ ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センター
905 による普及啓発の強化等により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等
906 の分別排出を促進します。
- 907 ○ 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていな
908 いごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行いま
909 す。
- 910 ○ 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ・容器包装
911 プラスチック・古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所
912 有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図ります。また、許可業者に
913 対して、分別排出されているアパート・マンションについては、分別収集を確実に
914 行うよう要請するとともに指導徹底を図ります。
- 915 ○ 大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミ
916 ュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違
917 反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すなど、持ち去り行為の根絶に向け、厳
918 正に取り組みます。
- 919

2 - (2) 事業系ごみ対策

- 920
- 921 ① 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施
- 922 ○ 特定建築物の所有者・管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計
923 画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行います。
- 924 ○ 廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ご
925 み減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対
926 象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。
- 927

928 ② 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- 929 ○ 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処
930 理ルートでの処理を求めます。
- 931 ○ 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発
932 見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排
933 出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 934 ○ 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等
935 を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 936 ○ 特区民泊事業所及び住宅宿泊事業所の廃棄物排出状況確認を行います。
- 937
- 938
- 939

940 ③ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

941 ○ 事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携
942 して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。

943 資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、
944 OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用
945 紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとしま
946 す。

947 ○ 資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第
948 1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬す
949 る業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設に
950 において資源化するものとします。

951 ○ 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙
952 類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出
953 事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

954

955 ④ リサイクルルートへの誘導

956 ○ ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努
957 め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。（再掲）

958 ○ 事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、
959 少量排出事業者におけるリサイクルの促進を図ります。

960

961

962

963

964

965

基本方針 3 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

(主な SDGs のゴール)



3Rの取組を進めたいうえで、なお排出されるごみについては、環境負荷の低減やコスト削減などに配慮しながら、適正な処理を行う必要があります。

ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったごみ処理のあらゆる過程において、温室効果ガス排出量の削減やごみ焼却時の余熱利用によるエネルギー回収など、環境負荷の低減を図りながら、適切な事業運営を行うとともに、海洋ごみなど、地球規模のごみ問題を解決するための国際協力を推進します。

また、大規模災害時の対応も含め、より安全かつ安定した処理体制を環境施設組合と連携して整備します。

さらに、一層のコスト削減と効率化をめざしたごみ処理事業体制の整備を図ります。

3 - (1) 環境に配慮した適正処理の推進

- 3Rの推進により、焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- ごみ収集車両にエコカー⁶を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ごみの焼却処理事業においては、環境施設組合において、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。

3 - (2) 国際協力の推進

- 国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組を世界に発信します。
- アジア諸都市等の3Rと適正処理を支援するため、都市間協力を推進します。

3 - (3) ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備

- 家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、さらなる「経費の削減」、「市民サービスの向上」に取り組めます。

⁶エコカー:次世代自動車（電気自動車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車のことをいう。（「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」より）

- 999 ○ ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運
1000 転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持のため、環境施設組合と
1001 の緊密な連携に努めます。
- 1002 ○ 大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロー
1003 ルタワーとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分で
1004 きる体制を、環境施設組合と連携して整備していきます。

3 - (4) 3Rや適正処理の推進に係る検討

- 1008 ○ 「持続可能な循環型社会」の実現に向け、容器包装リサイクル制度について、「拡
1009 大生産者責任⁷」を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等への働きかけを行うとと
1010 もに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行います。
- 1011 ○ 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化
1012 が図られるよう、温室効果ガス排出量削減やリサイクル推進に資する再生利用業の指
1013 定制度等のさらなる活用について検討します。
- 1014 ○ 施策効果等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施します。
- 1015 ○ 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系
1016 ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入に
1017 ついて検討します。

⁷拡大生産者責任〔EPR (Extended Producer Responsibility)〕:生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

1022 <参考1>

1023 プラスチックごみ対策の主な施策



概要		連携する主体
「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画の策定	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、あらゆるステークホルダーと連携した推進体制を構築するため、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を着実に進める事業計画を策定	
大阪エコバッグ運動	急な買い物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する運動を展開	市民、市民団体、スーパー等、芸能会社
新たなペットボトル回収	使用済ペットボトルを、地域コミュニティ及び参画事業者と連携協働して回収	地域、回収業者、飲料メーカー

1024

1025 <参考2>

1026 食品ロス対策の主な施策



概要		連携する主体
食品ロスダイアリー	大学等と連携し、家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを記録する手法を用いた食品ロスの削減を検討	大学、市民
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に寄付する活動を実施しやすい仕組みを構築	NPO、流通事業者、地域、社会福祉団体
食べ残しゼロ推進店舗登録制度	小盛メニューの導入や食べ残し削減の啓発活動に取り組む大阪市内の飲食店などを登録し市ホームページなどで紹介	外食業者、宿泊施設、市民
業界団体等に対する働きかけや支援	食品関連事業者・業界を含めあらゆるステークホルダーと連携した食品ロスの削減の取組を進め、優良事例については広く共有等を図る。	各種事業者、業界団体

1027

1028 **8 ごみの処理**

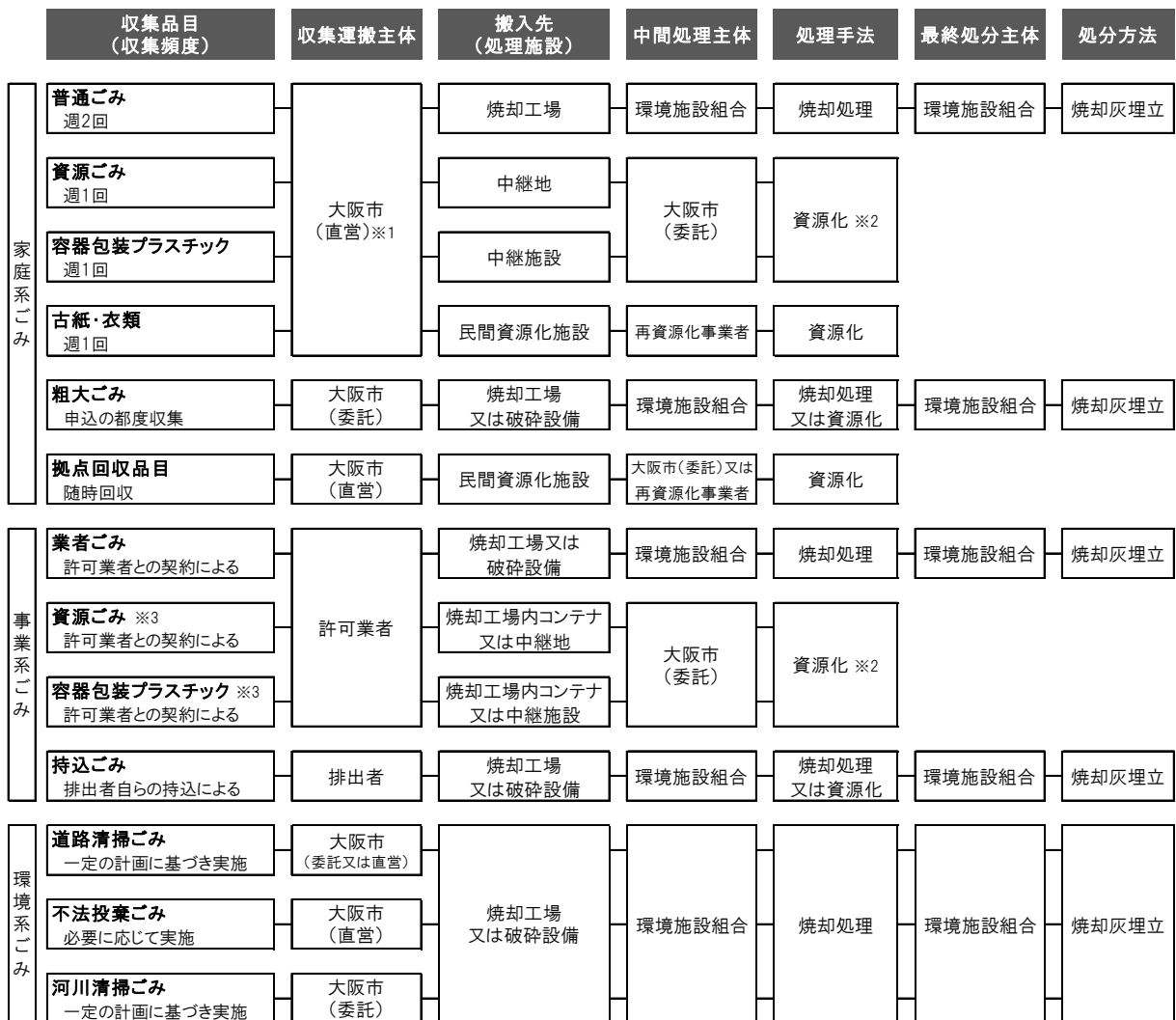
1029 **(1) ごみの区分と処理主体**

1030 大阪市が令和元年度当初時点で行っているごみの処理は次のとおりです。

1031 国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直
1032 しを行います。

1033

1034 <図4> 大阪市のごみ処理フロー



1035

1036

1037 ※1 北区・都島区は委託。また、西区・港区・大正区においては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集を民間委
1038 託により実施

1039 ※2 大阪市(委託)が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理している。

1040 ※3 許可業者が収集するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

1041

1042 (2) 収集運搬

1043 ア 家庭系ごみの収集運搬

1044 (ア) 大阪市が直営又は委託により収集するごみ

1045 本市職員もしくは委託業者が各戸収集を基本として収集し、焼却工場等の処理施
1046 設に搬入します。普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、衣類並びに袋に入
1047 れて出される古紙及び粗大ごみの排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用
1048 を指定します。

1049 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されている
1050 ご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ごみの持ち出しサービス（ふれあ
1051 い収集）を実施するとともに、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、
1052 希望する方については、返事がない、ごみが出されていないという場合、予め登録
1053 された連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスを実施します。

1054 また、事件・事故等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみの収集運搬
1055 作業を行い、事件・事故等の発見時には必要な初動対応を行うなど、業務の中で市
1056 民の安全確保に向けた取組（ふれあいあんしんパトロール）を実施します。

1057 【ごみの収集区分及び頻度】

1058 ○ 普通ごみ 週2回収集

1059 ・ 生ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のものあるいは
1060 棒状で1m以内の分別収集対象品目以外のもの

1061 ○ 資源ごみ 週1回収集

1062 ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品

1063 ○ 容器包装プラスチック 週1回収集

1064 ・ ペットボトルを除くプラスチック製容器包装

1065 ○ 古紙 週1回収集

1066 ・ 新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙

1067 ○ 衣類 週1回収集

1068 ・ 衣類

1069 ○ 粗大ごみ 申込の都度収集

1070 ・ 最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの、
1071 家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるもの

1072 ・ 粗大ごみ収集受付センター等に申し込み、品目に応じた手数料の「粗大ご
1073 み処理手数料券」を購入する。購入した「粗大ごみ処理手数料券」に受付番
1074 号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。

1075 ○ 拠点回収品目 随時回収品目

1076 ・ 乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、マタニティウ
1077 ェア等、インクカートリッジ、使用済小型家電について、回収場所を設け拠
1078 点回収を行う。また、マタニティウェア等及び蛍光灯管は、電話等申込によ

1079 り本市職員が家庭まで訪問回収を行う。

1080 ○ 管路輸送（真空式ごみ収集方式）

1081 ・ 南港ポートタウンでは普通ごみの管路輸送（空気輸送）を廃止し、「真空
1082 式ごみ収集方式」の導入を進める。

1083

1084 **(イ) (ア)以外の方法によるごみ**

1085 排出者自らが、処理施設に搬入します。なお、排出者の意向により、許可業者
1086 が収集運搬し、処理施設に搬入することがあります。

1087

1088 **イ 事業系ごみの収集運搬**

1089 事業系ごみは、排出者が自ら、または排出者との契約により許可業者が、処理施
1090 設に搬入します。袋によりごみを排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を
1091 指定します。

1092 なお、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収
1093 集運搬することがあります。

1094

1095 **ウ 環境系ごみの収集運搬**

1096 **(ア) 道路清掃ごみ**

1097 主要幹線道路については委託業者が、また、市民協力の困難な場所等において
1098 は本市職員が、必要な清掃を行い、収集したごみを処理施設に搬入します。

1099 また、大阪市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置し、適切に維持管理し
1100 ます。

1101 **(イ) 不法投棄ごみ**

1102 本市職員が迅速に収集し、適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃
1103 により回収されたごみについても、本市職員が収集し、処理施設に搬入します。

1104 **(ウ) 不法投棄防止対策**

1105 不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づく
1106 りに努めるとともに、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導します。

1107 また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感セン
1108 サー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組みます。

1109 さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行います。

1110 **(I) 河川清掃ごみ**

1111 大阪市が管理する河川の水面に浮遊するごみについては、委託業者が収集を行
1112 い、処理施設に搬入します。

1113

1114

1115

1116

1117 **工 犬・猫等の死体の処理**

1118 家庭で飼われていた犬や猫等のペットの死体や道路上のへい死動物については、
1119 本市職員が収集し、委託により民間処理施設で適正に処理します。なお、実験動物
1120 の死体等については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理されています。

1121 **オ 胞衣汚物の処理**

1122 胞衣汚物については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理されています。
1123

1124 **(3) 処理処分**

1125 **ア ごみ処理事業の運営形態**

1126 ごみの収集輸送、中間処理（選別等）は、大阪市が行い、中間処理（焼却・破砕）
1127 と最終処分については、環境施設組合が行っています。
1128

1129 **イ 中間処理**

1130 **(ア) 焼却処理**

1131 ○ 3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、
1132 ごみの減容化・減量化を図ります。

1133 可燃性ごみは、環境施設組合が全量焼却し、粗大ごみ等は環境施設組合が破
1134 砕処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理します。

1135 ○ 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万
1136 全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や
1137 焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進するよう、環境施
1138 設組合との緊密な連携に努めます。

1139 **(イ) 資源化**

1140 ○ 破砕設備

1141 粗大ごみ等は環境施設組合が破砕設備において破砕処理を行い、破砕処理後
1142 の金属を回収し資源化を行います。

1143 ○ 資源ごみ中継地

1144 資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者が収集するアパート・マン
1145 ションから排出され焼却工場に設置したコンテナに搬入された資源ごみにつ
1146 いては、民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡すこ
1147 とにより資源化を行います。

1148 ○ 容器包装プラスチック中継施設

1149 容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチック及び許可
1150 業者が収集するアパート・マンションから排出され焼却工場に設置したコンテ
1151 ナ等に搬入された容器包装プラスチックについては、民間施設にて異物除去を
1152 行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き
1153 渡すことにより資源化を行います。

- 1154 ○ 民間資源化施設
- 1155 ・ 古紙及び衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行います。なお、北区・都島区・西区・港区・大正区については、収集運搬業務の委託業者自らが資源化を行います。
- 1156
- 1157
- 1158 ・ 乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行います。
- 1159
- 1160
- 1161 ・ インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引き渡すことにより資源化を行います。
- 1162
- 1163 ・ 使用済小型家電は、「小型家電リサイクル法」に基づく国の認定事業者に引き渡すことにより資源化を行います。
- 1164
- 1165

1166 ウ 最終処分

1167 焼却灰は、環境施設組合が北港処分地（夢洲）又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行います。

1168

1169 北港処分地(夢洲)は、大阪市唯一の最終処分場であることから、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う大阪湾圏域における廃棄物の広域処分計画である「大阪湾フェニックス計画」⁸に参画して大阪湾広域処理場で埋立処分を行うなど、その延命化に努めています。

1170

1171

1172

1173 今後も引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り最終処分場の延命化に努める必要があるとともに、大阪市では北港処分地（夢洲）以降の最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進が図れるよう、関係先との調整等取組を進めます。

1174

1175

1176

1177

1178

1179

⁸「大阪湾フェニックス計画」:最終処分場の確保が困難な状況にある近畿圏の2府4県を処理対象区域とし、府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処分場計画。

1180 (4) 施設一覧 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

1181 <表 5> 環境事業センター

名称	所管区域	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心 2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

1182

1183

1184 <表 6> 焼却工場【環境施設組合が所管】

名称 所在地	規模	処理能力	竣工	余熱利用
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 ×2基	600t/日	平成元年度	発電(12,000kW):近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(14,500kW):エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(12,800kW):八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900t/日	平成13年度	発電(32,000kW):舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900t/日	平成14年度	発電(27,400kW):近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400t/日	平成21年度	発電(10,000kW)

※上記施設のほかに住之江工場が更新のため休止中。

1185

1186

1187 <表 7> 破碎設備【環境施設組合が所管】

名称	規模	竣工	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

1188

1189 <表 8> 資源ごみ中継地

名称	竣工	所在地
鶴見中継地	平成6年度	大阪市鶴見区焼野 2-11-1 城北環境事業センター敷地内
西北方面中継地	平成6年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 西北環境事業センター敷地内
西南方面中継地	平成6年度	大阪市大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成13年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

1190

1191 <表 9> 容器包装プラスチック中継施設

1192

名称	竣工	所在地
舞洲中継施設	平成13年度	大阪市此花区北港白津 1-2-48 環境施設組合舞洲工場敷地内
西淀中継施設	平成15年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内
鶴見中継施設	平成15年度	大阪市鶴見区焼野 2-11-1 環境施設組合鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成17年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合局東淀工場敷地内

1197

1198 ※上記施設のほかに住之江中継施設が休止中。

1199

1200 <表 10> 最終処分場

1201 (1) 埋立処分場

1202

名称	位置	埋立開始年月	規模	埋立期限
北港処分地夢洲(第1区)	此花区夢洲東1丁目地先	昭和60年6月	埋立面積 731,000㎡ 埋立容量 11,690,000㎥	令和7年11月
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平成21年10月	埋立面積 950,000㎡ 埋立容量 14,000,000㎥	令和14年3月

1203

1204

1205

1206 注1:北港処分地夢洲(第1区)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表します。

注2:大阪沖埋立処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表します。

1207

1208 (2) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

1209

1210

1211 **(5) まちの美化推進・路上喫煙対策等**

1212 **ア まちの美化推進**

1213 ○ 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定してい
1214 る「ノーポイモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を
1215 行います。

1216 ○ 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や
1217 表彰の実施等を行うことにより、ボランティア団体の定着と活性化を図るととも
1218 に、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化
1219 パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者の皆さん
1220 に清掃活動への協力を呼びかけます。

1221 ○ 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉
1222 に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーン UP”作戦」を開催し、
1223 まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を
1224 呼びかけます。

1225

1226 **イ 路上喫煙対策**

1227 ○ 市民の安全、安心で快適な生活環境の確保を目的として、「大阪市路上喫煙の防
1228 止に関する条例」を施行し、路上喫煙しないように市民等に対して努力義務を課
1229 しています。

1230 ○ 御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区京橋地区、中央区戎橋筋・心
1231 斎橋筋地域、北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天
1232 王寺駅周辺地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者から過料（1,000 円）
1233 を徴収します。「路上喫煙禁止地区」の拡大については、区と連携して取り組みま
1234 す。

1235 ○ 全市域の取組として、市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援
1236 と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、
1237 喫煙マナーやモラルの向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図
1238 ります。

1239

1240 **ウ いわゆる「ごみ屋敷」対策**

1241 近年社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」対策について、「大阪市住居に
1242 おける物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が
1243 中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建
1244 物等や居住者に対して調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生
1245 活環境を確保することを推進します。

1246

1247

1248 **工 はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないこ**
1249 **とに起因する生活環境の悪化防止対策**

1250 改正した条例に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等
1251 を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための
1252 取組を実施します。

1253 **(6) 適正処理対策**

1254 **ア 排出禁止物の指定**

1255 収集車両の火災事故や処理施設の故障の原因となる危険物等については、「大阪市
1256 廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18 条
1257 により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、販売店や
1258 メーカー等により回収・処理されるよう、市民に対し相談窓口等の情報提供を行う
1259 ことで、適正処理の徹底を図ります。

1260 **【排出禁止物】**

- 1261 ○ 有害性のある物
- 1262 硫酸等の劇薬、殺虫剤等の農薬等
- 1263 ○ 危険性のある物
- 1264 ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
- 1265 ○ 引火性のある物
- 1266 ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
- 1267 ○ 著しく悪臭を発する物
- 1268 動物・魚等の残渣物、ふん尿等
- 1269 ○ 特別管理一般廃棄物
- 1270 エアコン、テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)
- 1271 使用部品、感染性廃棄物等
- 1272 ○ その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を
1273 行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障
1274 が生ずる物
- 1275 オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タ
1276 イヤ等

1277

1278 **イ 医療系廃棄物**

1279 在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある
1280 容器に入れて治療を受けている医療機関へ返却するよう啓発を行うことにより、医
1281 療機関による自主回収へ誘導します。

1282

1283

1284

- 1285 **ウ 特別管理一般廃棄物**
- 1286 ○ 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物
- 1287 処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。
- 1288 ○ 「廃棄物処理法」施行令第1条第1号に掲げるもの⁹に含まれるポリ塩化ビ
- 1289 フェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとします。
- 1290 ○ 「廃棄物処理法」施行規則第1条に規定するごみ処理施設¹⁰から生じるばいじ
- 1291 んの処理は環境施設組合が行います。

- 1292
- 1293 **エ 適正処理困難物**
- 1294 「廃棄物処理法」第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定さ
- 1295 れた廃棄物¹¹については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要
- 1296 望を行います。

- 1297
- 1298 **オ 市域外ごみ及び産業廃棄物対策**
- 1299 大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設におけ
- 1300 る搬入物検査や排出源調査を実施することにより、適正搬入対策を継続します。

- 1301
- 1302 **カ 特定家庭用機器廃棄物**
- 1303 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄
- 1304 物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目
- 1305 については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、
- 1306 それに係る費用を排出者が負担することが定められていることから、大阪市では特
- 1307 定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外しています。
- 1308 なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市
- 1309 では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、
- 1310 適正処理を推進します。

- 1311
- 1312 **キ 水銀含有廃棄物**
- 1313 「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回
- 1314 収等を行っている乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計につい
- 1315 て、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設における水銀の適正処理及び
- 1316 再資源化を推進します。

- 1317

⁹廃棄物処理法施行令第1条第1号に掲げるもの:廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ

¹⁰廃棄物処理法施行規則第1条に規定するごみ処理施設:環境施設組合の焼却工場

¹¹廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物:

(1)廃ゴムタイヤ（自動車用）、(2)廃テレビ受像機（25型以上）、(3)廃電気冷蔵庫（250リットル以上）、
(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕

1318 **9 災害対策**

1319 地震や風水害等の自然災害の発生、特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地
1320 震では、地震や津波の被害によるがれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等
1321 に伴い、生活ごみについても平常時のような収集・処理を行うことが困難になると想定さ
1322 れます。

1323 そのため、大規模災害の発生により一時的・大量に発生するがれき等や避難所で発生す
1324 るごみ・し尿の処理などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

1325 こうしたことから、「大阪市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、
1326 大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と発災時における災害廃棄
1327 物処理に関して市が行う業務の基本方針を示すものとして、「大阪市災害廃棄物処理基本計
1328 画〔第1版〕」を策定しています。

1329 また、本計画に基づく対応を円滑に進めるため、「業務実施マニュアル」を別途策定し
1330 ています。

1331 なお、自然災害等が発生し、被災市町村からごみ処理の要請があった場合には、相互
1332 応援に関する協定等に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行
1333 政間協力という見地から、大阪市のごみ収集輸送能力の範囲内で災害ごみの収集運搬を実
1334 施します。

1335

1336

1337 **10 生活排水（し尿等）の処理**

1338 大阪市の水洗化率は平成30年度末時点においてほぼ100%を達成していますので、「し
1339 尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めます。

1340

1341

1342 **11 計画の進行管理**

1343 本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

1344 なお、進行管理にあたっては、大阪市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、審議を経ると
1345 ともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。

1346 また、必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」
1347 に反映し、推進するとともに、国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大き
1348 な変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

1349

1350

1351

1352